

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県副知事定数条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 59 号	法 規 集	第 2 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 161 条第 2 項に基づき、神奈川県副知事の定数を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	副知事の定数については、地方自治法第 161 条第 2 項で条例で定めることとされているため、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	全国で 2 番目の人口規模を持つ県として、危機的な財政状況の中、雇用対策、地域経済活性化、消費者の安全・安心の確保など様々な課題への対応が必要であり、副知事を 3 名としていることにより、こうした対応が効果的に実施されている。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	副知事の定数は、様々な課題に対応するための必要最小限の人数であり、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	地方自治法の規定に基づき、副知事の定数に関し、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方自治法の規定に基づき副知事の定数に関し、必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>